

岩手県消費者施策推進計画(H27~H31) 主要指標 事業評価一覧表

評価欄:達成度が100%以上:A 80%~99%:B 80%未満:C (達成度と評価は自動計算)

項目	小項目	事業・取組名	番号	指標名	指標設定の考え方	単位	指標の進捗状況				事業評価の結果		担当室課	備考	
							基準年(H25)	H27			H27				
								目標値	実績値	達成度(%)	評価	事業の検証			今後の方向
(1) 商品やサービスの安全の確保	イ 消費者事故の調査・公表 ウ 生活関連物資の安定供給・価格の安定化	① 商品テストの実施及び結果の情報提供 ① 生活関連物資の価格動向調査及び緊急時等における対応	1	試買テスト品目数	試買テスト品目数とし、毎年1品目を目指します。	品目	1	1	1	100.0	A	「ゆたんぼ(湯を入れるもの)」について試買テストを実施し、結果をHPで情報提供した。	継続 平成28年度も試買テストは1品目実施する。	県民生活センター	
			2	ガソリンの延べ調査回数	レギュラーガソリンの調査回数とし、年間12回、1広域振興局当たり各10店舗を調査します。	回	480	480	480	100.0	A	石油製品価格の変動が激しく、今後も動向を注視する必要があることから、平成27年度においても、毎月ガソリン及び灯油について価格調査を実施した。	継続 平成28年度においても、毎月ガソリン及び灯油について価格調査を実施する。 今後も状況に応じた調査方法を選択するなど、臨機に調査し、実態の把握及び情報提供に努めていく。	県民生活センター	
			3	灯油の延べ調査回数	灯油価格の調査回数とし、年間6回(10月~3月)、1広域振興局当たり各10店舗を調査します。	回	480	240	480	200.0	A				
(2) 消費者と事業者との取引の適正化	ア 規格・表示の適正化の推進	② 単位価格表示の推進	4	実施状況調査実施回数	実施対象店舗に対する単位価格表示実施状況調査の実施回数とし、年1回を目指します。	回	1	1	1	100.0	A	平成27年10月に実施状況調査を実施した。 取組店舗割合は61.6%と目標を達成することはできなかったが、平成26年度と比較すると1.6ポイント上昇した。 調査対象店舗も年々増加しており、また、回答率も2年連続で増加するなど、徐々にではあるが、制度の周知が図られてきていると思われる。	継続 引き続き調査を実施し、消費者の商品選択に役立つよう、事業者に対し単位価格表示制度の周知及び適正な表示の普及に努めていく。	県民生活センター	
			5	取組店舗割合	単位価格表示に取り組んでいる店舗の割合とし、毎年63.8%(平成25年度の取組店舗割合)以上を目指します。	%	63.8	63.8	61.6	96.6	B				
(3) 消費者教育の推進	ア 高齢者等の消費者被害の未然防止に向けた情報提供の充実	① 消費生活に関する情報の提供 ② 消費生活サポーターを通じた情報提供	6	情報提供回数	県民又は報道機関向けの情報提供回数とし、年間213回(平成25年度の回数)を目指します。	回	213	213	247	116.0	A	様々な機会を捉えて、県民や報道機関向けの情報提供を行った結果、目標を達成することができた。	継続 消費者トラブルの未然防止を図るため、引き続き各種広報媒体を活用し、適時適切な情報提供に努めていく。	県民生活センター	
			7	サポーター登録者数	消費生活サポーターの登録者数とし、県内全市町村に総数300人の登録を目指します。	人	270	300	294	98.0	B	サポーターに対し、年7回啓発資料等の郵送を行い、情報提供に努めた。 サポーターとして新たに登録する者がいる一方、高齢者や仮設住宅に住むサポーターなど、登録更新できない者もあり、結果として目標値を下回った。	継続 消費者被害の未然防止のためには必要な取り組みであり、引き続き実施していく。 様々な機会に周知を図り、登録者の増加に努めていく。	県民生活センター	
			8	サポーターへの情報提供回数	消費生活サポーターに対する情報提供回数とし、年間6回を目指します。	回	6	6	7	116.7	A				

岩手県消費者施策推進計画(H27～H31) 主要指標 事業評価一覧表

評価欄:達成度が100%以上:A 80%～99%:B 80%未満:C (達成度と評価は自動計算)

項目	小項目	事業・取組名	番号	指標名	指標設定の考え方	単位	指標の進捗状況				事業評価の結果		担当室課	備考	
							基準年(H25)	H27			H27				
								目標値	実績値	達成度(%)	評価	事業の検証			今後の方向
(3) 消費者教育の推進	ア 高齢者等の消費者被害の未然防止に向けた情報提供の充実	③ 消費生活全般に関する教育の実施	9	小学生等向けセミナーの開催回数	[小学生・保護者向け]消費生活セミナーの開催回数とし、毎年2回を目指します。	回	1	2	3	150.0	A	小学校の夏休みと冬休みの期間に合わせて消費生活セミナーを実施し、小学生82名、保護者63名が参加した。夏休みについては、午前と午後の部に分けて実施した。「こづかいゲーム」を通して、お金の使い方の大切さを体験させた。	継続 小学生期における消費者教育の場として、引き続き実施していく。	県民生活センター	
			10	高校生等向けセミナーの実施校数	[高校生・専門学校生向け]金融経済セミナーの実施校数とし、毎年40校(平成25年度の回数)を目指します。	校	40	40	46	115.0	A	高校生や専門学校生を対象に金融経済セミナーを46校(延べ48回)、4,560名の生徒に実施し、消費者トラブルの未然防止に努めた。 学年を変えて2回実施する高校もあり、また、今まで申込のなかった私立学校や専門学校からも申込があるなど、実施校数・実施回数とも年々増加している。	継続 高校生期・成人期(若者)における消費者教育の場として、引き続き関係課と連携し、事業を実施していく。	県民生活センター (学校教育室、法務学事課)	
			11	専門学校生向けセミナーの実施校数	[専門学校生向け]消費生活セミナーの実施校数とし、毎年2校を目指します。	校	1	2	2	100.0	A	専門学校2校で実施し、267名の学生にライフプランの考え方や消費者被害の未然防止について啓発を図った。		県民生活センター	
		④ 消費生活に関する出前講座の実施	12	出前講座実施回数	県民生活センターが実施した出前講座の回数とし、年間25回以上を目指します。	回	25	25	31	124.0	A	老人ホーム、自治会などから申し込みを受けた講座に生活相談員等を派遣し、消費生活に関する啓発を行った。 また、利用促進を図るため、関係機関(社協、民児協等)にチラシを送付したり、県の広報媒体を利用した広報を実施した。	継続 地域や職域における消費者教育の場として、引き続き実施するとともに、利用について広く呼び掛けていく。	県民生活センター	
			イ 多様な主体との連携による消費者教育の推進	① 学校における消費者教育の推進	13	研修会開催回数	学校教員を対象とした研修会の開催回数とし、年間2回を目指します。	回	—	2	3	150.0	A	小中学校家庭科教員を対象にした研修会を2回、高校公民科教員を対象とした研修会を1回開催し、受講者は合計125名であった。 消費者教育の教材の提供等、教員にとっては有用な研修会となった。	継続 社会科における消費者教育の在り方や教材提供など、小学校、中学校教員を対象とした研修会を2回実施する。
14	延べ学校訪問校数	学校訪問校数とし、県内の公立小中学校(約510校)をおおむね5年間で全て訪問することを目指します。			校	—	102	93	91.2	B	小学校34校、中学校41校、高校2校、教育委員会3か所、特別支援12校、その他1か所を訪問し、消費者教育を進めるための情報提供を行った。	継続 学校では消費生活に関する情報量が少なく、様々な情報提供は有用であることから、今後も実施していく。			

岩手県消費者施策推進計画(H27～H31) 主要指標 事業評価一覧表

評価欄:達成度が100%以上:A 80%～99%:B 80%未満:C (達成度と評価は自動計算)

項目	小項目	事業・取組名	番号	指標名	指標設定の考え方	単位	指標の進捗状況				事業評価の結果		担当室課	備考	
							基準年(H25)	H27		達成度(%)	評価	事業の検証			今後の方向
								目標値	実績値						
(3) 消費者教育の推進	イ 多様な主体との連携による消費者教育の推進	② 障がい者に対する消費者教育支援	15	研修会等での情報提供回数	各種研修会等での情報提供回数とし、年2回を目指します。	回	—	2	2	100.0	A	県社会福祉協議会と二戸地区自立支援協議会で情報提供を行った。 二戸地区自立支援協議会では、研修会の1コマとして講義を行い、平成26年度に作成した報告書等の詳細な説明を行った。	継続 知的障がい者等への金銭管理支援の現場では、障がいのある本人が利用できる教材が少ないことから、平成27年度に作成したテキストブック等の普及啓発を継続していく。	県民生活センター (地域福祉課、障がい保健福祉課、学校教育室、法務学事課)	
(4) 消費者被害の救済	ア 相談対応の充実	① 消費生活相談対応の推進	16	相談解決割合(全県分)	受理した相談のうち、助言やあっせんにより解決となった割合とし、毎年95%以上を目指します。	%	95.7	95.0	96.5	101.6	A	相談に対し、助言、情報提供、あっせん、または他機関の紹介を行い、相談解決割合は目標値を達成した。	継続 解決率の向上に向けて、引き続き消費生活相談員の資質向上を図っていく。	県民生活センター	
		② 消費生活相談員の資質向上	17	レベルアップ講座実施回数	消費生活相談員等レベルアップ講座の実施回数とし、年間10回の実施を目指します。	回	12	10	10	100.0	A	市消費生活センター、市町村相談窓口担当者等131名に対し、相談員資格試験に対応する法律の講義等を行った。	継続 消費者安全法の改正により、今後各消費生活センターに資格試験合格者を最低1名配置しなければならなくなったことから、本講座は資格試験を受験する消費生活相談員にとって有益であり、引き続き実施していく。	県民生活センター	
		スキルアップセミナー実施回数		消費生活相談員等スキルアップセミナーの実施回数とし、年間10回の実施を目指します。	回	11	10	10	100.0	A	市消費生活センター、市町村相談窓口担当者等203名に対し、スマートフォンの機能と使い方、不動産トラブル、資金決済など相談業務に必要な知識を習得するための講義等を行った。	継続 多様な消費生活相談に対応できる知識を習得するため、引き続き実施していく。	県民生活センター		
		生活相談事例研究会実施回数		生活相談事例研究会の実施回数とし、年間10回の実施を目指します。	回	10	10	10	100.0	A	市消費生活センター、市町村相談窓口担当者等203名に対し、弁護士による法令講義や実際の困難事例の検討等を行った。	継続 困難事例に対する弁護士のアドバイス、及び相談員間の情報共有等が非常に有益なものとなっていることから、引き続き実施していく。	県民生活センター		
		③ 法的サポートの推進	20	高度消費生活弁護士無料相談の実施回数	高度消費生活弁護士無料相談の実施回数とし、年間24回の実施を目指します。	回	24	24	24	100.0	A	高度消費生活弁護士相談を月2回実施し、弁護士からの助言を得て、複雑かつ多様化する相談に的確に対応した。 ただし、市町村からの弁護士相談の利用は少ない。	継続 複雑・多様化する相談に的確に対応するため、引き続き弁護士相談を実施するとともに、市町村に対し、今後も事業内容の周知を図っていく。	県民生活センター	
		⑥ 高齢者・障がい者の相談に係る関係機関等との連携	21	出前講座実施回数	県民生活センターが実施した出前講座の回数とし、年間25回以上を目指します。(再掲)	回	25	25	31	124.0	A	老人ホーム、自治会などから申し込みを受けた講座に生活相談員等を派遣し、消費生活に関する啓発を行った。 また、利用促進を図るため、関係機関(社協、民児協等)にチラシを送付したり、県の広報媒体を利用した広報を実施した。(再掲)	継続 地域や職域における消費者教育の場として、引き続き実施するとともに、利用について広く呼び掛けていく。(再掲)	県民生活センター (地域福祉課、長寿社会課、障がい保健福祉課)	

岩手県消費者施策推進計画(H27～H31) 主要指標 事業評価一覧表

評価欄:達成度が100%以上:A 80%～99%:B 80%未満:C (達成度と評価は自動計算)

項目	小項目	事業・取組名	番号	指標名	指標設定の考え方	単位	指標の進捗状況				事業評価の結果		担当室課	備考	
							基準年(H25)	H27			H27	H27			
								目標値	実績値	達成度(%)					評価
(4) 消費者被害の救済	イ 多重債務問題に対する解決支援	① 多重債務者弁護士無料相談の実施	22	多重債務者弁護士無料相談の実施回数	多重債務者弁護士無料相談の実施回数とし、年間114回を目標とします。	回	144	114	114	100.0	A	岩手弁護士会と連携し、県内8箇所において年間114回の多重債務弁護士無料相談を実施した。相談件数449件、うち多重債務相談件数は156件で、多重債務者への相談機会を提供するとともに、債務整理など借金問題の解決につなげた。また、多重債務以外の相談も受け付けており、県民にとっては弁護士に相談できる貴重な機会となっている。	継続 法規制により多重債務相談は減少傾向にあるが、少額でも生活困窮に陥る場合や他の問題を抱えている場合もあることから、弁護士相談は今後も必要であり、引き続き実施していく。	県民生活センター	
		② 多重債務・生活再建関係機関等との連携	23	会議開催回数	会議の開催回数とし、年1回を目標とします。	回	1	1	1	100.0	A	平成28年2月に会議を開催した。弁護士会、司法書士会、消費者信用生協等32名が出席し、意見交換・情報交換を行った。	継続 多重債務問題の解決には専門機関や相談機関の連携が必要であることから、引き続き実施していく。	県民生活センター	
(5) 市町村・関係機関等との連携及び活動支援	ア 市町村の相談体制の充実への支援	① 市町村相談体制の支援	24	レベルアップ講座実施回数	消費生活相談員等レベルアップ講座の実施回数とし、年間10回の実施を目標とします。(再掲)	回	12	10	10	100.0	A	市消費生活センター、市町村相談窓口担当者等131名に対し、相談員資格試験に対応する法律の講義等を行った。(再掲)	継続 消費者安全法の改正により、今後各消費生活センターに資格試験合格者を最低1名配置しなければならなくなったことから、本講座は資格試験を受験する相談員にとって有益であり、引き続き実施していく。(再掲)	県民生活センター	
			25	市町村消費生活センター等延べ訪問回数	市町村消費生活センター等への訪問回数とし、毎年14回以上を目標とします。	回	24	14	14	100.0	A	消費生活センター等を設置している14市町村を訪問し、情報交換を行った。	継続 市町村の消費生活相談体制を支援するため、引き続き実施していく。	県民生活センター	
			26	市町村への助言回数	市町村への助言回数とし、毎年50回以上を目標とします。	回	53	50	55	110.0	A	市町村に対する技術的な支援として、市町村から寄せられた案件について助言を行った。	継続 市町村の消費生活相談体制を支援するため、引き続き実施していく。	県民生活センター	
	イ 関係団体との連携及び活動支援	② オール岩手の連携・協働	27	ネットワーク会議開催回数	岩手県消費者行政推進ネットワーク会議の開催回数とし、年間2回を目標とします。	回	2	2	2	100.0	A	平成27年5月と平成28年2月にネットワーク会議を開催し、関係機関との情報交換を行った。	継続 制度等に関する情報共有や消費者行政に関する情報交換を行うため、引き続き実施していく。	県民生活センター	
28			消費者110番実施回数	消費者110番の実施回数とし、毎年1回を目標とします。	回	1	1	1	100.0	A	平成27年5月20日に消費者110番を実施し、24件(うち面接12件、電話12件)の相談があった。	継続 県民にとって弁護士に電話で相談できる貴重な機会であり、国の定めた消費者月間の取組の一環として引き続き実施していく。	県民生活センター		